1 出席議員及び欠席議員

出席議員(12名)

1	番	江	上	聖	司	君		2	番	中	村	ひと	ニみ	君
3	番	安	田		功	君		4	番	角	田		寛	君
5	番	藤	墳		理	君		6	番	富	田	栄	次	君
7	番	吉	野		誠	君		8	番	木	村	千	秋	君
9	番	栗	田	利	朗	君		10	番	広	瀬	文	典	君
11	番	丹	羽	豊	次	君		12	番	小	林	敏	美	君

13 番 ————

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中	Ш	満	也	君	副町長	永	澤	幸	男	君
総務課長	- 早	野	博	文	君	企画調整課長	栗	本	純	治	君
税務課長	中	村		桂	君	健康福祉課長	片	岡	兼	男	君
住民課長	长 竹	中	敏	明	君	建設課長	澤	島	精	次	君
産業課長	高	橋	伸	行	君	上下水道課長	髙	木	_	幸	君
会計管理者親会 計 課 長	· 橋	本	芳	朗	君	消防主任	髙	木		誠	君
教 育 县	き 渡	辺	眞	悟	君	教 育 次 長 兼 生涯学習課長	中	島	健	司	君
学校教育課長	長 桐	Щ	浩	治	君						

3 職務のため出席した事務局職員

 事務局長 藤塚康孝
 書 記 青木隆一

 書 記 喜多村裕子

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定について

日程第3 議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の 制定について

日程第4 議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関す る条例の制定について 日程第5 議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について 議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正について 日程第6 日程第7 議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について 日程第8 議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について 日程第9 議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正について 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正につい 日程第10 議第9号 日程第11 議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について 日程第12 議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部改正について 日程第13 議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 日程第14 議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条 例の一部改正について 日程第15 議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について 日程第16 議第15号 垂井町下水道条例の一部改正について 日程第17 議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について 日程第18 議第17号 町道路線の認定について 日程第19 議第18号 町道路線の廃止について 日程第20 議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて 日程第21 議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算 議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算 議第22号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算 議第23号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計予算 議第24号 平成27年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算 議第25号 平成27年度不破郡介護認定審查会特別会計予算 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算 議第26号 議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算 議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算 議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算 日程第22 議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第7号)

日程第23 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第24 請願第1号米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願

日程第25 議会議案第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について

日程第26 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(栗田利朗君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 広瀬文典君、 11番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事 日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長(栗田利朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたして ありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第2、垂井町巡回バス運行条例の制定についてを議題といたします。 第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定については、これを原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第3、議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者

負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関 する条例の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第4、議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の 制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長(栗田利朗君) 日程第5、議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたしま す。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第6、議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

〇議長(栗田利朗君) 日程第7、議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例 の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを 原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第8、議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第9、議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第10、議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第11、議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

〇議長(栗田利朗君) 日程第12、議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第13、議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関 する条例の一部改正について

〇議長(栗田利朗君) 日程第14、議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条 例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〇議長(栗田利朗君) 日程第15、議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部 改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第15号 垂井町下水道条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第16、議第15号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第17、議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第17号 町道路線の認定について

○議長(栗田利朗君) 日程第18、議第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。 第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 丹羽豊次君。

[11番 丹羽豊次君登壇]

〇11番(丹羽豊次君) 今回の町道認定についてでございますが、ひとまずは府中の92号線並 びに綾戸80号線ですね、この2路線についてお尋ねしたいと、このように思っております。

ここで道路をつくられるわけでございますが、92号線等については離山の企業誘致等々もあるわけでございますが、県道を起点に今度9メーターということですね。そうした場合、県道の交差点解除が当然出てくると思います。

その辺の絡み、また部落、十七、八軒の住民の方が住んでおられるわけですが、この付近の話はしてあるのか、その辺をお尋ねしたいと、このように思うわけでございますし、また県道で東に交差点あるし、また西にも交差点ある、また中間に9メーターの道路で交差点ができるということになると、交通の流れというものに非常に支障を来してくると思います。

私、こうやって道路をつくられるなら、火葬場の西から田んぼ1枚借りて西へつくられたほうが町道利用するということで交差点改良もないしと思うのですが、その辺の考え。また、綾戸80号線ですね、国道21号線の相川橋の通ったところで今度南へ新設される、5メーターか6メーターの道路でございますが、これらについて岐国との協議ですね、起点でございますので、

それと終点で地蔵橋の付近は、相川改修がまだ未改修になっているんですね。その辺の絡みは、 私は手戻りにならないかと、このように思うのです。

それで、相川改修の関係は国・県のほうへ要望していただいておるのか、その辺もうちょっとお尋ねしておきたいと。改修されると地蔵橋が高くなるということで、付近の住民の方が非常に生活に支障を来すということで、なかなか今までに至っておると思うんですけど、当然前後は改修してありますので、橋等々もかけかえも当然出てくると思うんです。そこへ新しく町道をつくるということでございますので、それの絡みでちょっとお尋ねしておきたいと思います。それと、念仏堂といいますか、お地蔵さんがありますよね、1軒、それにぶつかるような形になると思うんです。その辺の関係をちょっとお尋ねしておきます。

〇議長(栗田利朗君) 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

〇建設課長(澤島精次君) 町道認定につきまして、丹羽議員からの御質問に答弁をさせていた だきます。

まず府中92号線、これは離山の開発に伴います道路整備をするための認定でございますが、 県道交差点の改良ということです。もちろん県道からの取りつけになりますので、この地点で 道路整備をしていくということはもうかねてから検討、協議をいたしております。県もここの 交差点改良をやっていただけるという予定で進めておるところでございます。

また、その県道のすぐ北側に数軒の集落がございます。その協議はということでございますが、道路所管としての私どもからの協議はまだこれから進めていくところでございますが、事前に離山の開発に伴います産業課のほうから、ある程度の打診はされておられるということでございます。

それから、ちょっと御提案があった県道から乗り入れずに町道からというようなお話がありましたが、離山の計画は県道から乗り入れるということで、その開発道路は市之尾の斎場の西側の町道に接続いたしますので問題ないものと考えております。

それから、綾戸80号線についてお尋ねでございます。国道21号から地蔵橋までの道路でございますが、国道の協議はまだこれからでございます。新年度、測量調査をしましてどのような道路形態、道路法線になるかということを調査、設計いたしましてからの協議ということになることでございます。

また、相川改修ということをおっしゃられたわけですが、地蔵橋のところでの改修というのは私は承知をしておりませんので、改修の予定はないと考えております。

それから地蔵院ですね、県道栗原青野線に接続するところは地蔵院の北東側で接続をいたしますので、地蔵院の立ち退きなどは今のところ考えていないという状況でございます。以上でございます。

○議長(栗田利朗君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19 議第18号 町道路線の廃止について

○議長(栗田利朗君) 日程第19、議第18号 町道路線の廃止についてを議題といたします。 第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 町道路線の廃止については、これを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第20 議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

○議長(栗田利朗君) 日程第20、議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを原案の とおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第21 議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算

議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第22号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第23号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第24号 平成27年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第25号 平成27年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第26号 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算

議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算

○議長(栗田利朗君) 日程第21、議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算から議第29号 平 成27年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については予算審査特別委員会の審査が終了していたしておりますので、これよ り委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、丹羽豊次君。

[予算審査特別委員長 丹羽豊次君登壇]

○予算審査特別委員長(丹羽豊次君) ただいま一括議題となりました議第20号 平成27年度垂 井町一般会計予算から議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算までの10議案について、 予算審査特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月10日 から13日までの4日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、 慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いず

れも原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○議長(栗田利朗君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第20号から議第29号までの平成27年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり 可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

総員起立であります。よって、委員長の報告どおり各案はいずれも可決されました。

日程第22 議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第7号)

〇議長(栗田利朗君) 日程第22、議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第7号)を

○職及(米田門助石) 「住衆22、職衆349 平成20平及至月17 成玄町福正丁昇(名19 議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第7号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,196万7,000円を足し、予算総額を85億9,564万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、垂井町総合戦略策定に係ります報償費、需用費、委託 料の増額措置を行いました。

商工費では、プレミアム商品券発行補助金、また観光プロモーション強化事業補助金等に係ります負担金、補助及び交付金と、観光資源ブラッシュアップ業務に係ります委託料、さらに観光案内サイン整備工事に係ります工事請負費の増額措置を行いました。

土木費におきましては、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の増額措置

を行いました。財源につきましては、国庫支出金繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

繰越明許費の補正につきましては、総務費では、垂井町総合戦略策定事業(地方創生先行型)に係ります経費を、商工費ではプレミアム商品券発行事業(地域消費喚起・生活支援型)と、観光推進事業(地方創生先行型)に係ります経費を追加し、平成27年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(栗田利朗君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) ただいま上程されました議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正 予算(第7号)につきまして補足説明をさせていただきます。

説明の前に、これまで説明してまいりましたとおり、今年度、国の補正予算によりまして緊急対応という形で非常に時間が限られた中で、できる限りの十分なる検討を重ねてまいりました。本日、まち・ひと・しごと創生法に係ります補正予算の上程をさせていただいたところでございます。今議会中に常任委員会、あるいは先ほど来、審査特別委員長の予算審査委員会等の説明時におきまして、交付金事業に係ります根幹となる事業内容等々につきましても、少しでも早い段階で情報開示していくという考えのもと、お配りしてございました主要事業の関係でございますが、本日お手元に一部金額増額に係ります修正の一覧表を出させていただいております。あわせて予算資料に1カ所誤りがございました。冒頭説明の前に正誤表の御訂正、あるいは修正等をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案書の第1条でございます。今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,196万7,000円の追加をさせていただきまして、総額85億9,564万4,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、また当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでござ いますので、後ほどお目通しをお願いと思います。

それでは、細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに歳出、7ページでございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 の企画費でございます。こちらは御案内のとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の事業に係ります経費でございます。まず、節 8 報償費でございますが、総合戦略策定に係ります推進会議委員報償といたしまして、新たに 4 万円をお願いいたしたところでございます。次に節の11でございますが、1 万5,000円の追加でございます。推進会議並びにワークショップ開催の折のお茶代でございます。節13

委託料につきましては、総合戦略策定業務委託料といたしまして1,090万円をお願いいたして おります。

次に、款7の商工費でございますが、項1の商工費、目2の商工振興費でございます。こちらは、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型の事業に係ります経費でございます。節19負担金、補助及び交付金でございますが、プレミアム商品券発行に係ります商工会に対します補助金4,500万円の追加でございます。

次に、同じく目3観光費でございますが、こちらにつきましては同交付金の地方創生先行型の事業に係る経費でございまして、節13委託料につきましては、観光資源の整備を図るべく業務委託料に900万円を、そしてまた節15の工事請負費につきましては、看板等整備工事に250万円を、節19の負担金、補助及び交付金につきましては、1つには観光プロモーション強化事業に610万円、2つ目にございます観光客受入体制整備事業といたしまして240万円を、3つ目といたしましてイベント開催支援事業に200万円と、いずれも観光協会に対します補助金をそれぞれ計上いたしました。合わせまして1,050万円の追加でございます。

次に、款8の土木費、項2の道路橋りょう費でございます。目2の道路維持費の節14の使用料及び賃借料でございますが、第1日の会議でも1月、2月に係ります費用の補正をお願いしたばかりでございますが、去る10日未明から降り続けました降雪に伴います除雪用のグレーダー等の借り上げ料で401万2,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に歳入、6ページでございますが、款13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目1の総務費 国庫補助金でございます。節1の総務費国庫補助金につきましては6,773万5,000円の追加補正 を行うわけでございますが、こちらにつきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、 係ります支援交付金を国庫補助金として受け入れをさせていただくものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございます。節1の財政調整基金繰入金でございますが、1,423万2,000円の繰り入れを行いまして収支の均衡を図った 次第でございます。何とぞ御理解賜りたいと思います。

次に、表紙に戻っていただきまして、第2条でございます。地方自治法の213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第1日の会議でもお願いしたところでございますが、3ページの第2表でございます。繰越明許費補正をごらんいただきたいと思いますが、冒頭も少し触れましたが、国の26年度の補正予算に創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業につきまして繰り越しの補正をお願いいたすものでございます。

タイプにつきましては2タイプで構成されておりまして、そのうちの1つの地方創生先行型 事業でございますが、款2の総務費、項1の総務管理費では、垂井町総合戦略策定事業の経費 として1,095万5,000円を、また款7商工費、項1商工費では観光資源の整備、あるいは観光プ ロモーション強化事業補助金等の観光推進事業の経費といたしまして2,200万円をお願いする ものでございます。あわせまして先行型といたしましては、総額で3,295万5,000円の事業について繰り越しをお願いした次第でございます。

それから、もう1つのタイプの地域消費喚起・生活支援型事業でございますが、款7の商工費、項1商工費で、商工会に対しますプレミアム商品券発行事業の経費といたしまして4,500万円の繰り越しをお願いするものでございます。

今回お願いいたしました補正の中から、土木費を除いた事業につきまして繰り越しの補正を お願いいたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議、御賛同賜りますようよろしくお願い を申し上げます。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第7号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(栗田利朗君) 日程第23、議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) それでは、議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由 を御説明申し上げます。

現在務めておっていただきます人権擁護委員 中川正規氏の任期が6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第24 請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願

○議長(栗田利朗君) 日程第24、請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める 請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 角田寛君。

〔総務産業建設委員長 角田寛君登壇〕

○総務産業建設委員長(角田 寛君) ただいま議題となりました請願第1号 米の需給・価格 安定対策及び需要拡大を求める請願につきまして、総務産業建設委員会において審査の経過及 び結果を御報告いたします。

本請願につきましては、今定例会第1日目の会議におきまして委員会に付託されました。その後3月4日、委員会を開催いたしまして、委員会では参考人を招致するなど、請願趣旨及び請願事項につきまして慎重に審査をいたしました結果、本請願の願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、ここに御報告申し上げます。

○議長(栗田利朗君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本請願に対する委員長報告は、これを採択すべきものとなっております。

請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願は、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

総員起立であります。よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第25 議会議案第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について

○議長(栗田利朗君) 日程第25、議会議案第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

〇4番(角田 寛君) 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書につきまして、説明いたします。

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、平成25年産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、平成26年産米の概算金は各銘柄ともに大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念されております。垂井町の農業経営者への影響は避けられません。

また、今や農協改革は避けて通れず、みずからが改革を積極的に推進し、農業経営者の持続的安定のための取り組みを強化しなければならない。よって国におかれても、担い手の経営安定や国民の食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る観点から、平成26年及び平成27年産米以降の需給と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう、下記の事項の実現を強く求めます。

1. 収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策) 及びナラシ移行のための円滑化対策については、 平成26年産の発動に備え平成27年産以降も十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支 払うよう措置すること。

- 2. 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など、万全なセーフティーネットを構築すること。
- 3. 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また、「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年3月19日、岐阜県垂井町 議会。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議会議案第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書については、これを 原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第26、議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

○議長(栗田利朗君) 日程第26、議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

10番 広瀬文典君。

[10番 広瀬文典君登壇]

〇10番(広瀬文典君) 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

このほど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことになりました。このため、今回の改正は、垂井町議会委員会条例第18条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって 平成27年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 広 瀬 文 典

会議録署名議員 丹 羽 豊 次